

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議の運営について（案）

令和2年11月24日

教職課程の質保証に関する検討会議

教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議（以下「本会議」という。）の運営については、以下のとおり定めることとする。

（会議の公開）

第1条 本会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。

- (1) 座長の選任その他人事に関する事項を議決する場合
- (2) 特別の事情により座長が必要と認める場合

（会議資料の公開）

第2条 本会議の会議資料は原則としてホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第3条 本会議の議事は、議事録をホームページへの掲載等により公開する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。